

(法務省委託事業)

# 京都府 12月4日～10日は人権週間です。

## 障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会に向けて

京都府では、「障害者差別解消法※1」の趣旨を踏まえ、障害の有無にかかわらず共に安心していきいきと暮らしやすい共生社会の実現を目指すための条例※2を定め、取組を推進しています。

### 社会的障壁(バリア)をなくしていくための取組

#### 不利益取扱いの禁止

障害を理由とした不利益な取扱いとなる行為(サービス提供の拒否・制限・条件付け等)を禁止しています。

#### 合理的配慮の提供

障害のある人が生活する上での社会的障壁(バリア)をなくすための配慮の提供を求めています。例:段差を登れるよう補助する。筆談、読み上げなどに対応する。

※1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成28年4月施行)  
※2 京都府障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例(平成27年4月施行)

### ご存じですか?「ヘルプマーク」

外見からは分からなくても援助が必要な方がいます。このマークを見かけたら、思いやりのある行動をお願いします。ヘルプマークは、府庁、各市町村役場のほか、一部の公共施設でも配布しています。



### 人権擁護委員による

## 特設相談

人権問題一般についての相談  
秘密厳守・無料

差別や虐待、いじめ、その他人権に関する問題について、お気軽にご相談ください。

■開設時間 午後1時～午後4時  
※京都府庁での実施のみ要予約。他の会場は予約不要。  
京都市消費生活総合センターでも人権特設相談を実施しています。  
12/28(木)・1/25(木)・2/22(木)・3/22(木) 午後1時～午後4時(予約の方を優先)  
予約電話 075-366-0322(京都市文化市民局人権文化推進課)

開設場所	相談日	電話番号
府民総合案内・相談センター(府庁内)※	12/14(木)・1/11(木)・2/8(木)・3/8(木)	075-414-4235(要予約)
田辺総合庁舎	12/21(木)・2/15(木)	0774-62-8202
木津総合庁舎	1/18(木)・3/15(木)	0774-72-0051
亀岡総合庁舎	1/4(木)・3/1(木)	0771-22-0108
園部総合庁舎	12/7(木)・2/1(木)	0771-62-0360
舞鶴総合庁舎	12/7(木)・1/4(木)・2/1(木)・3/1(木)	0773-62-2500
綾部総合庁舎	12/5(木)・2/6(木)	0773-42-0480
福知山総合庁舎	1/9(木)・3/6(木)	0773-22-3901
峰山総合庁舎	1/10(木)・3/14(木)	0772-62-4340
宮津総合庁舎	12/13(木)・2/14(木)	0772-22-2244

### 差別などの人権侵害に関する

## 特設法律相談

秘密厳守・無料

差別など深刻な人権侵害の裁判等による法的な解決について、弁護士がアドバイスします。(要予約)

■相談人数 各日4人まで(要予約。1人40分まで)  
■開設時間 午後1時30分～午後4時30分

開設場所	相談日	お申し込み
京都府庁(第1,3火曜日) ※1月のみ第2,3火曜日	12/5・12/19・1/9・1/16・2/6・2/20・3/6・3/20	TEL.075-414-4271 FAX.075-414-4268
宇治総合庁舎(第4火曜日)	12/26・1/23・2/27・3/27	TEL.0774-21-2049 FAX.0774-21-2106
舞鶴総合庁舎(第2火曜日)	12/12・1/9・2/13・3/13	TEL.0773-62-2500 FAX.0773-63-8495

●対象者 ①同和地区関係の方 ②外国籍の方・国外出身の方(その子孫の方を含む) ③LGBTの方 ④その他  
●内容 a.結婚差別 b.就職差別 c.サービスの利用における差別 d.特定人に対するヘイトスピーチ(不当な差別的言動) e.インターネットによる差別 f.その他  
●申込方法 ・相談日3日前の9時～前日の12時まで、TELまたはFAXで受付(ただし、開庁日(土、日、祝)を除く)  
・申込時は、上記の対象者①～④と内容a～fの区分とともに、できるだけ具体的な相談内容及び緊急連絡先をお伝えください。

### 人権啓発 ラジオ番組の お知らせ

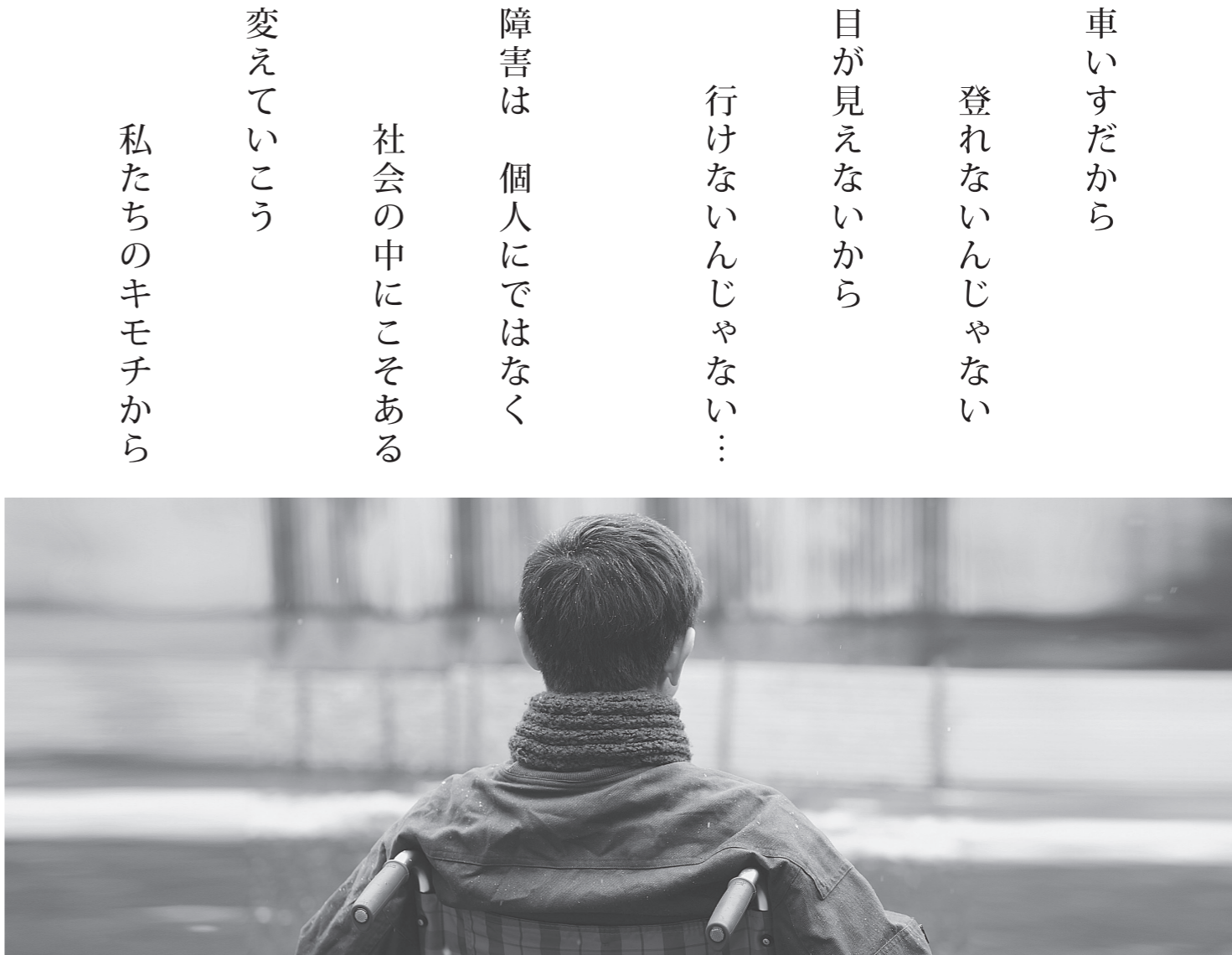
#### KBS京都ラジオ「ほっかほか人権情報」

12/6(水)	武蔵野大学 教授 佐藤 佳弘さん	「インターネットとの付き合い方～被害者にも加害者にもならないために～」
12/7(木)	京都文教大学 教授 平尾 和之さん	「当事者からのメッセージ「認知症とともに生きる」社会へ」
12/8(金)	高岡法科大学 教授 谷口 洋幸さん	「多様な性のあり方について」

#### 「笑福亭兎瓶のほっかほかラジオ」内

人権問題に取り組む個人・団体などの活動状況を紹介します。  
午前9時35分～45分に放送予定

※障害者権利条約は、「障害は障害者ではなく社会が作り出している」という考え方を「社会モデル」に基づいています。



車いすだから

登れないんじゃない

目が見えないから

行けないんじゃない…

障害は 個人にではなく

社会の中にこそある

変えていこう

私たちのキモチから

問い合わせ先 京都府府民生活部人権啓発推進室

TEL 075-414-4271 FAX 075-414-4268

MAIL jinken@pref.kyoto.lg.jp

ホームページ http://www.pref.kyoto.jp/jinken/

人権情報ポータルサイト「京都人権ナビ」 https://kyoto-jinken.net/